

鹿児島県警察における在職・就労等に関する証明の取扱い要領について（概要）

（令和3年6月10日 鹿務第1374号）

本通達は、各種行政手続や保険請求等、願出者の利便を考慮し、在職・就労、履歴、退職等の雇用及び任用関係に係る証明事務の内容を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 「鹿児島県警察における在職・就労等に関する証明の取扱い要領」等である。